

規制改革会議 介護タスクフォース ヒアリング資料

# 特定施設事業に関する規制改革の要望

2009(平成21)年5月19日  
特定施設事業者連絡協議会

# 特定施設事業者連絡協議会の概要

特定施設事業者連絡協議会は、  
特定施設事業者の連携により、行政当局等との連絡調整を行うとともに、  
調査研究、研修、交流活動等を行い、特定施設事業の発展に努める事業者団体。

## ■目的

指定特定施設入居者生活介護事業者が相互に連携し、行政当局その他関係機関との連絡調整を行うとともに、入居者に提供する特定施設入居者生活介護サービスの質的向上及び特定施設入居者生活介護事業の運営適正化のための調査研究および研修を行い、もって介護保険制度の下での特定施設事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

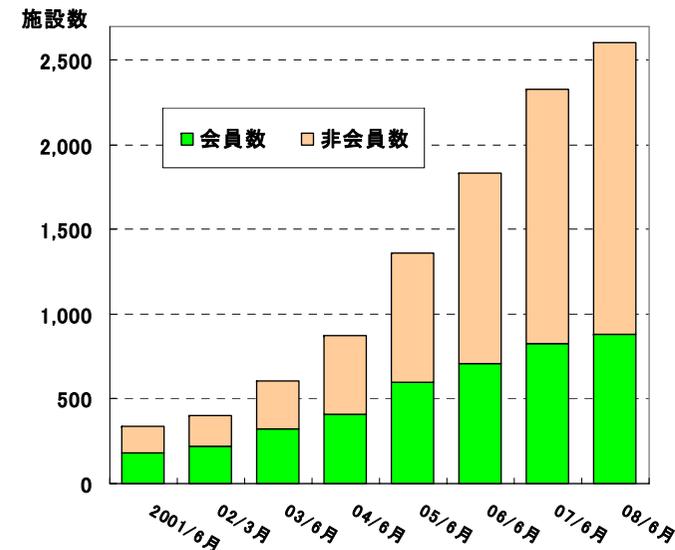
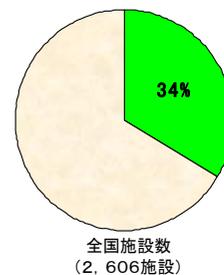
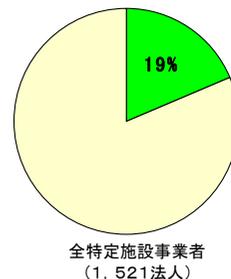
## ■会員数

正会員 284法人  
賛助会員(特定施設事業者以外)  
26法人

## ■会員施設数

正会員 879施設  
有料老人ホーム 845施設  
ケアハウス 32施設  
高専賃 2施設

※養護老人ホームは含まず。  
※平成20年6月30日現在



# 特定施設入居者生活介護とは

**特定施設入居者生活介護とは、  
有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者に対して、ケアプランに基づき、  
心身の状況に応じた介護、機能訓練および療養上のお世話を包括的に行うサービス。**

## (1) 「特定施設入居者生活介護」

特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定め  
た計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

## (2) 「特定施設」

- ①有料老人ホーム
- ②養護老人ホーム
- ③軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ④適合高齢者専用賃貸住宅

(高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者専用賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして  
都道府県知事に届け出られているもの)

**介護保険給付には家賃、食費は含まれず、相対契約において別途費用を徴収する。  
また、最低基準を超える人員体制によるサービス提供について、介護保険外の費用  
(上乗せ介護費用)の徴収が認められている。**

【費用負担の例】

	一時金方式	月払い方式
一時金	利用者負担（家賃相当額等に充当）	—
家賃相当額	—	利用者負担
管理費・食費・光熱水費	利用者負担	利用者負担
介護保険給付費	介護保険9割・利用者1割負担	介護保険9割・利用者1割負担
上乗せ介護費用（一部施設）	利用者負担	利用者負担

# 特定施設入居者生活介護の現状

特定施設の事業者数は全国で1,527社。事業所数は、2,626ヶ所。(平成20年7月末)

特定施設全体事業者数		1,527	
種別	有料老人ホーム	1,200	78.6%
	ケアハウス	314	20.6%
	高専賃	13	0.9%

特定施設全体施設数		2,626	
種別	有料老人ホーム	2,267	86.3%
	ケアハウス	342	13.0%
	高専賃	17	0.6%

WAM-NETによる  
特定協調べ  
養護老人ホームを除く。

特定施設入居者生活介護(介護予防含む)のサービス受給者は、11.3万人

介護給付費実態調査月報 (平成20年4月審査分)

総数	居宅サービス					居宅介護支援	地域密着型サービス	施設サービス			
	訪問通所	短期入所	居宅療養管理指導	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設			介護老人保健施設	介護療養型医療施設		
3690.6	2714.9	2501.5	298.1	249.1	112.5	2522.1	206.8	838.6	418.8	314.8	108.7

特定施設の定員数は、平均73名。入居率は、平均86.1%(平成19年9月末)

	平均定員数	平均入居率
平成17年3月末日	84.3名	79.5%
平成19年9月末日	73.1名	86.1%

いずれも特定協独自調査による有料老人ホームの状況

指定特定施設の有料老人ホームの入居者の半数以上は、要介護2以上(平成19年9月末)

	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中等	全体
割合(%)	19.4	5.7	7.2	0.2	16.8	14.1	14.6	13.0	8.6	0.5	100.0

特定協独自調査による有料老人ホームの状況 平成19年9月末日

# 特定施設入居者生活介護のサービスレベル

特定施設入居者生活介護の介護サービスの提供体制は、介護老人福祉施設と比較して同程度。

	業務	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	(参考)	
			介護老人福祉施設(特養)	住宅型有料老人ホーム
人員配置基準 の根拠		指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準(平成11年厚生省令第37号)	指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省 令第39号)	有料老人ホーム設置運 営標準指導指針(厚生労 働省老健局長通知)
管理者		1名	1名	1名
医師	健康管理	—	必要数	—
生活相談員	生活等に関する 相談・助言	100:1 (常勤換算)	100:1 (常勤換算)	必要数
看護職員	療養上の世話	~30人 1人以上 (常勤換算) ~80人 2人以上 ~130人 3人以上	~30人 1人以上 (常勤 ~50人 2人以上 換算) ~130人 3人以上	必要数 ※訪問看護等の活用
看護・介護職員	入浴、排せつ、食 事等の介護等	3:1以上 (常勤換算)	3:1以上 (常勤換算)	必要数 ※訪問介護等の活用
機能訓練指導員	機能訓練	1以上	1以上	必要数 ※訪問リハ等の活用
計画作成担当者/ 介護支援専門員	ケアプラン作成	100:1を標準 (常勤換算)	100:1を標準 (常勤換算)	※居宅介護支援の活用

※ 特定施設入居者生活介護・有料老人ホームは、さらに介護保険外に徴収する料金に基づき、様々なサービスを実施している。

# 特定施設入居者生活介護の介護報酬

特定施設入居者生活介護の介護報酬は、介護保険施設や居宅における区分支給限度額と比較して低額であり、24時間の介護サービス類型の中では、最も軽装備で効率的なサービスを行っている。

